様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

　鳥取県知事　様

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 |  |
| 住　所 | （所在地） |
| 氏　名 | （名称及び代表者） |
| 連絡先 |  |

鳥取県廃棄物関係手数料免除申請書

　次の事務の手数料について、鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき免除を受けたいので、鳥取県廃棄物関係手数料免除要綱第３条の規定により申請します。

１　免除を受けようとする事務の内容等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務の内容及び条例第２条第１項の該当号数 | 免除を  受ける  事　務 | 免除を受けようとする  手数料額 | 鳥取市  受付日 |
| 使用済自動車の引取業の登録（第77の４） |  | 4,000円 |  |
| 使用済自動車の引取業の登録の更新（第77の５） |  | 3,500円 |  |
| 使用済自動車のフロン回収業者の登録（第77の６） |  | 5,000円 |  |
| 使用済自動車のフロン回収業者の登録の更新（第77の７） |  | 4,200円 |  |
| 使用済自動車の解体業の許可（第77の８） |  | 78,000円 |  |
| 使用済自動車の解体業の許可の更新（第77の９） |  | 70,000円 |  |
| 使用済自動車の破砕業の許可（第77の10） |  | 84,000円 |  |
| 使用済自動車の破砕業の許可の更新（第77の11） |  | 77,000円 |  |
| 使用済自動車の破砕業の事業の範囲の変更の許可（第77の12） |  | 67,000円 |  |
| 一般廃棄物処理施設の設置の許可（第78イ）※ |  | 110,000円 |  |
| 一般廃棄物処理施設の変更許可（第79イ）※ |  | 100,000円 |  |
| 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可（第79の４）※ |  | 68,000円 |  |
| 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可（第79の５）※ |  | 68,000円 |  |
| 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定（第79の６） |  | 147,000円 |  |
| 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定（第79の７） |  | 134,000円 |  |
| 産業廃棄物の収集運搬業の許可（第80） |  | 81,000円 |  |
| 産業廃棄物の収集運搬業の許可の更新（第81） |  | 73,000円 |  |
| 産業廃棄物の処分業の許可（第82） |  | 100,000円 |  |
| 産業廃棄物の処分業の許可の更新（第83） |  | 94,000円 |  |
| 産業廃棄物の収集運搬業の変更許可（第84ア） |  | 71,000円 |  |
| 産業廃棄物の処分業の変更許可（第84イ） |  | 92,000円 |  |
| 特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可（第85） |  | 81,000円 |  |
| 特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可の更新（第86） |  | 74,000円 |  |
| 特別管理産業廃棄物の処分業の許可（第87） |  | 100,000円 |  |
| 特別管理産業廃棄物の処分業の許可の更新（第88） |  | 95,000円 |  |
| 特別管理産業廃棄物の収集運搬業の変更許可（第89ア） |  | 72,000円 |  |
| 特別管理産業廃棄物の処分業の変更許可（第89イ） |  | 95,000円 |  |
| 産業廃棄物処理施設の設置の許可（第90イ）※ |  | 120,000円 |  |
| 産業廃棄物処理施設の設置の変更許可（第91イ）※ |  | 110,000円 |  |
| 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可（第91の４）※ |  | 68,000円 |  |
| 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可（第91の５）※ |  | 68,000円 |  |

注１）該当事務について「免除を受ける事務」欄に○印をつけること。

注２）鳥取市の申請受付日が分かる書類（受付印が押印された副本の写し等）を添付すること。

　注３）※印は、移動式の廃棄物処理施設に限る。

２　申請者の本店所在地

|  |
| --- |
|  |
|

注）本店所在地が分かる書類（登記事項証明書の写し（個人事業主にあっては住民票の写し）等）を添付すること。

様式第２号（第４条関係）

番　号

年月日

　（申請者名）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（職氏名）

　　　鳥取県手数料徴収条例に基づく手数料の免除について（通知）

　　年　月　日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

１　免除の可否

　　（免除する）（免除しない）

２　免除する場合の免除の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 免除する事務の内容 | 免除する事務の手数料額 |
|  |  |
|  |  |